

II 寄稿文

1 山王廃寺と条里について

松 島 榮 治

はじめに

条里制とは、古代における土地の区画法で班田制との関係も深い。このため、一般的には水田など耕作地の区画法とみられるが、そればかりでなく道路や水路そして国府や寺院などの公的施設の建設の基準線として、条里の境界が利用されることも多かったとされる。その基本的なあり方は、一町（109m）方格を坪と呼び、これを東西南北縦横に六個ずつを併せ36個集めたものを里としたもので、早くから古代史や歴史地理学研究の一分野として注目されていた。しかし資料的制約もあって大きな進展はみられなかった。

群馬県における条里制遺構の研究は、昭和11年深谷正秋に始まり、昭和35年に三友国五郎が米軍撮影の空中写真によって、前橋・高崎付近、太田市付近、吉井町、藤岡市の四地域についてその状況を紹介した。昭和59・61年には関口功一によって航空写真による条里制の復元が行われ、鐺川流域の状況について明らかにされた。

一方こうした古図や航空写真による検討とは別に、昭和48年高崎市内小島地区の上越新幹線施工区域内における発掘調査によって、浅間B軽石によって覆われた畦状の遺構が検出され、それが周辺各所で確認されることから、条里制耕地であることが予測された。これを契機にして、条里制遺構についての研究は飛躍的に進展した。

昭和52年高崎市大八木地区の区画整理に伴う発掘調査では、一町方格がはじめて確認された。また同年、高崎市日高地区の関越自動車道施工区域内で、浅間B軽石下の平安時代の水田跡が検出され、さらに、高崎市内で実施された圃場整備事業の際に、時代の異なる水田跡の発見が続き、全国的に話題となった。こうした発見を背景にして、横倉興一は、昭和61年高崎市内で発見された36ヵ所にもものぼる条里の交点を国土座標で表示し、国府および周辺地域の条里のあり方を論究した。横倉は現地表条里畦畔の線を叙述の便利のために番号を付し、日高集落の東部で発掘された、条里交点⑨の直近を南北に走る道（日高道）をE50、これに直交し県道上佐野・石倉線との交点をS50とするなど、積極的にその研究を進めた。

こうした研究を受けて、岡田隆夫は平成3年『群馬県史』通史編2（原始古代2）で、「特論 上野国の条里制」を発表した。現地調査はもちろん空中写真や地籍図などに残る地割り、小字名、そして発掘調査によって検出された畦畔とその交点などを総合的に分析・検討し、群馬の条里制についての見解を集約して画期的な成果を成し遂げ、その中で「国府付近の条里」として元総社地域の条里についても言及している。

元総社地域の条里について

岡田の記述した元総社地域の条里についての概要を記すこととする。通常条里についての検討は、主に古図や航空写真などの現地表資料によってなされるが、元総社地域には古い航空写真は見当たらなかったが、元総社と古市地域には精度の高い明治初年に作成された「地籍図」が存在した。これによると、田畑の地割、畦畔、水路、道路、村境などに、ほぼ一町の方格の地割を見ることができる。例えば、地域の南部に位置する字稲田と寺田の境界は、南北方向に約500mにわたって連なり、その北端は更に北方へと異常に細長い田畑に続くなど、方格地割が認められ、条里制の現地表遺構と推定することができる。そして、この条里制的遺構は、地下条里遺構と現地表遺構とによる比較的精度の高い日高から連続する条里制遺構と関連し、元総社集落は日高地域から連続する条里方格に則っていることを指摘した。

元総社地域の条里については、『群馬県史』通史編2 原始古代2 付図8「高崎市の発掘交点の位置と現地表条里遺構」から元総社とそれに係わる部分を引用して紹介する。

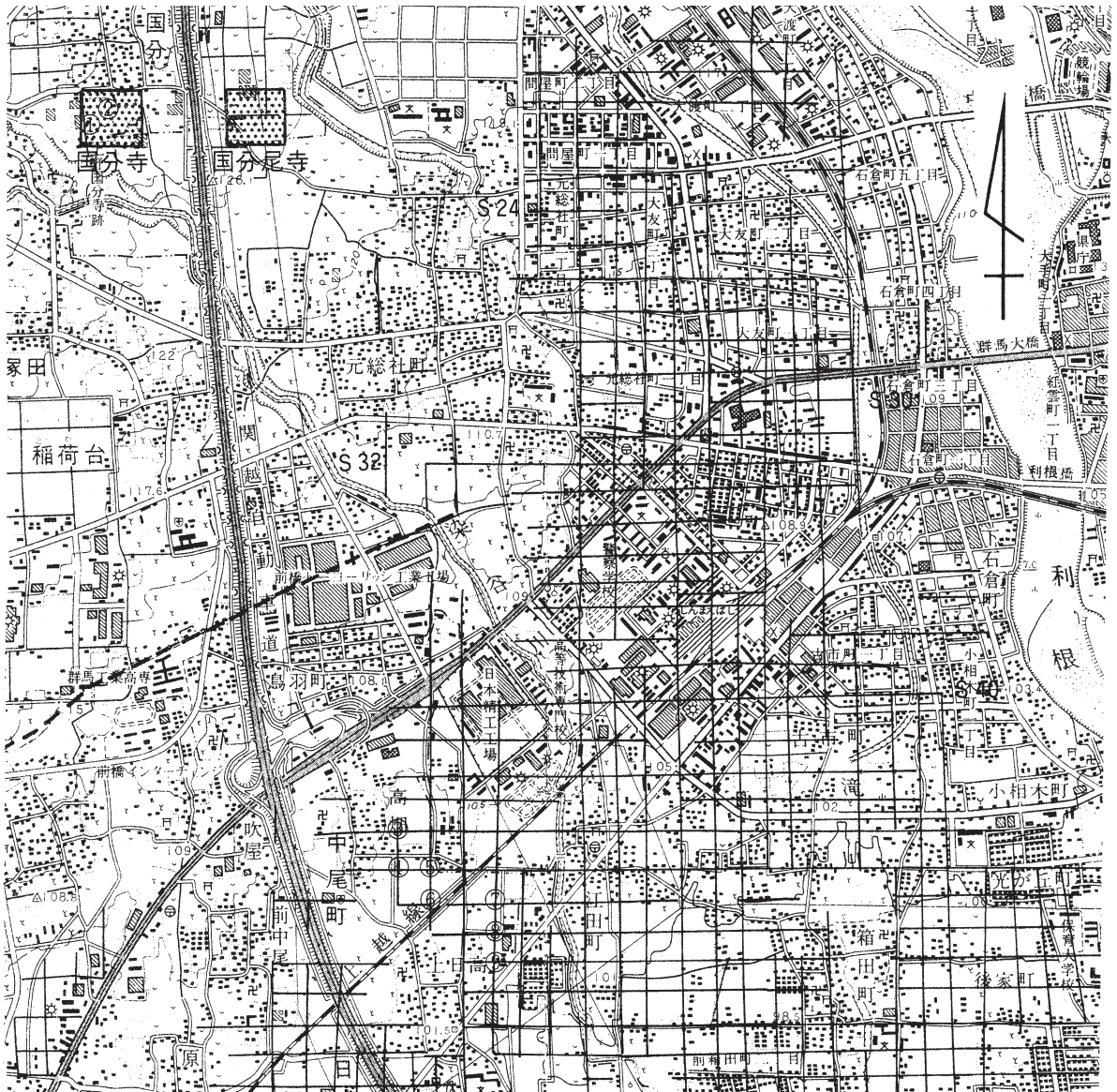


Fig.54 高崎市の発掘交点の位置と現地表条里遺構

先ず上野国府と条里との関係である。上野国府は元総社地域に所在していたとされ、これまで何人かの研究者によって論ぜられてきたが、その位置・範囲など確定されたものはない。こうした中であって、国府域の南限として、元総社本村集落部分の南端いわゆる“S 32”とされる東西方向の条里区画線を採用するのが目立つ。また、横倉は日高地域で設定された“E 50”が北方へと延び、これが国府企画の基準大路に連なるのではないかと指摘し、歴史地理の研究者の金坂清則は「上野国府とその付近の東山道および群馬、佐位駅家について」の中で、南西方向から直線的に延びてきた東山道が“E 50”辺で東方向へと屈折するとし、この辺が国府の正面と推定された。

かつて、歴史地理学研究者の間では、周防国府をはじめ近江・和泉など多くの国府は、その設定の基準線には条里の境界が利用されたものが多いとし、その領域は、方六町とか八町とかと推定し、条里地割との関係で論究されてきた。ところで近年の発掘調査の結果などでは、必ずしも国府域を六町とか八町四方に限る必要はないとされるようになってきた。しかし、上野国府については条里に基づくこれまでの研究の成果に、無視することのできないものもあるのではないか。

次に元総社地域と国分寺と条里との関係を一瞥しておきたい。国分寺およびその周辺地域は条里には明瞭性を欠くものがある。こうした中で横倉興一は、金堂の中心と塔の中心に座標値を求め、条里について検討した。その結果、塔跡は条里区画にほぼ則るとした。また、岡田は「上野国の条里制」の中で、元総社と総社の境にあた

る“S20”とされる区画線は、細長い耕地が意図的に東西に連続し、その西への延長が国分寺域の北辺に一致するように見られると指摘した。なおこうした事とは別に、寺域については、発掘調査によって金堂を中心に方二町を意図したものと考えられたが、このことは『上野国交替実録帳』の国分二寺関連記事の中に、「築垣壹廻 四面貳町 長参佰貳丈壹尺」の記載がみられ、それに符合するものとして注目される。さらに、東西に並ぶ僧寺と尼寺との間隔は三町と推定されるなど、国分寺の設定もまた条里に関わるものと見られよう。

以上、元総社地域には条里区画が、単に耕地や水路そして村界などに関わっていただけでなく、国府や国分寺などの公的機関や施設の位置・範囲などにも関わっていた可能性が十分考えられるのである。

山王廃寺と条里

これまで山王廃寺は、国府が所在するとされる元総社地域とは至近距離に在るにも関わらず、その条里との関係に触れたものはない。そうした中、決して十分な検討を経たものではないが、今ここに敢えて国府付近の条里と元総社地域の条里と山王廃寺の関係について触れておくことにする。

記すまでもなく、山王廃寺は塔心礎をはじめ石製鴟尾など関連する遺物は多く、国指定重要文化財に指定されるなど、全国的にも稀に見る卓越した古代地方寺院跡とされてきた。しかし、伽藍とその配置・規模・性格などについては、長い間不明とされてきた。こうした状況に対して、前橋市教育委員会では、昭和49年以降十数次にわたる発掘調査を実施し、主要伽藍とその位置および規模などの解明に努めてきた。その結果、塔・金堂・講堂などの主要伽藍とその位置・規模およびそれらを囲む回廊の規模などを明らかにしたが、同時にそれらの建物群は、その芯を意識した一貫した設計基準によって造営された可能性があることを指摘した。この際、こうして明らかとなった山王廃寺と国府が所在するとされる元総社地域の条里との関係に言及しておきたい。

山王廃寺の主要伽藍および回廊の南北線は調査報告書によると、磁北より西方へ1度30分とされ、その方向は元総社地域の条里南北方向の軸1度20分前後とほぼ一致する。この数値は元総社地域の条里に関係あるとみられる国分寺の塔の中軸線西方へ1度22分にもほぼ一致し、山王廃寺の南北中軸線は、元総社地域の条里と同一規格性が想定される。

次に山王廃寺と元総社地域の条里と関連が予想される国分寺（僧寺）との関係である。前橋市発行の「前橋市現形図（1・2,500）」図上に国分寺（僧寺）跡と山王廃寺跡を記入すると、方六町とされる国分寺の中央には金堂が位置し、その金堂中心から山王廃寺の回廊に囲まれた中心部分は、方位からすると磁北から東へ35度前後触れている。その位置関係を北方軸と東方軸によって座標に表すと、北軸線からは東へ875m、東軸線から北へは675mが計測される。

これを条里の計測単位に換算すると、東方へは8.02町、北方へは6.14町となり、ほぼ東へ8町、北へ6町となり、条里の方格単位に合致するものとみられる。

ここに、山王廃寺は、国府の所在を想定した元総社地域の条里との関係は不明とされてきたが、元総社地区の条里に関わる国分寺との位置関係によって、その設置に当たっては元総社の条里との関わりの可能性が思考されるに至った。その背景には、条里は、単に耕地のみを規制する地割方法ではなく、上野国府周辺地域では都市計画的要素をもって執行されたであろうことを暗示している。

おわりに

今回ここに敢えて「山王廃寺と条里」について触れたのは、本事業が「山王廃寺等調査事業」として実施され、その内容は“等”にみられるように単に山王廃寺を調査対象とするものでなく、その目的は山王廃寺を中心とした卓越した古代文化の解明にある。こうしたことを考慮して本文を草した。ところで、その内容は、筆者の浅学非才や時間的制約そして紙数などの関係もあって、決して十分なものとは言えず甚だ雑駁なものとなってしまった。したがってここに示した内容は、結論的なものでなく、一種の仮説であり問題提起として受け取って頂きたい。関心をもたれる方々の忌憚のないご意見、ご批判を頂けたら幸いである。